

ふるさと小野町会
ふれあい通信

懐かしきふるさと

会田 和夫

(吉野辺出身・千葉支部)



今年の1月24日に大宮で催された小野町会の新年会に参加させていただき、同郷の諸先輩方との談笑、そしてふるさとを思う深い絆みたいなものを感じました。

以前から、この会が存在していたことは田舎の実兄から知らされており、同部落出身の先崎助直さんの各方面での活躍ぶりも聞かされておりました。当時は仕事も続行中(現在も続行中)だし、もう少し歳を重ねてからでも遅くない気持ちでした。たまたま浦和に住む弟からの誘いで、新年会に軽い気持ちで参加してみても、なごやかな雰囲気、同級生とのなつかしい対面、童心にかえりました。もちろん初対面の方々も多

く、しかし一言話せば共通の話題で盛り上がる様子、これこそ原点と思いい、入会いたしました。その後4月の花見の宴、6月の総会にとお世話になってる次第です。何か行事が予定されると、できる限り参加してみたいという意欲とか楽しみを増しているのが現状です。元気で居ればこつこつめぐり合わせがあり、本当に「おかげさまで」というのが本音です。

私の住まいは茨城県ですが、入会の支部名は千葉支部でお世話になっており、実は社会に出てから40歳までの13年間を千葉の八千代市に居りましたので、第二のふるさとでもあり、何かの縁とっております。また小野町会は、町との交流、接点が強く感じられ、その都度届いてくる「広報おのまち」により目を通すだけでもいろんな情報が伝わります。知人の名前があつたり、身近にある名所の由来を知ったりで、特に地元の吉野辺の桜は見事だし、そこから見る高柴山も格好いいです。私は子どもころから、その桜の木の下にある地蔵様の祭りに参加し、今でも続けていることは大切なことではないでしょうか。

入会にあたって想いめぐらしたことを述べさせてもらいましたが、これから会員の皆さまとの交流を深められたら、と念じております。

国民年金
国民年金
国民年金
国民年金
国民年金
国民年金
国民年金
国民年金
国民年金
国民年金

国民年金保険料の免除制度②

今回は一部納付(免除)制度を紹介いたします。

一部納付(免除)制度は、保険料の一部を納付することにより、残りの保険料の納付が免除となる制度です。一部納付(免除)制度には、次の3種類があります。

- 4分の1納付(3,780円)
 - 2分の1納付(7,550円)
 - 4分の3納付(11,330円)
- ※()内は納付する保険料の金額です。

次の所得基準の範囲内にある方が、対象となります。

▽所得基準
前年の所得が次の計算式で計算した金額の範囲内であること。

【計算式】
● 4分の1納付
78万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額など

● 2分の1納付
118万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額など

● 4分の3納付
158万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額など

【例】一部納付(免除)制度の所得基準のめやす

世帯構成	全額免除	一部納付		
		1/4納付	1/2納付	3/4納付
単身世帯	57万円	93万円	141万円	189万円
2人世帯 (夫婦のみ)	92万円	142万円	195万円	247万円
4人世帯 (夫婦、子供2人)	162万円	230万円	282万円	335万円

※申請の時期によって、前々年の所得で審査を行う場合があります。

ただし、一部保険料を納付しなかった場合には、その期間の一部免除が無効となり、未納と同じになってしまいます。将来の老齢基礎年金の額に反映されず、また、障がいや死亡といった不慮の事故が起こった場合、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合がありますので、ご注意ください。

郡山年金事務所
024-932-3434
町民生活課
72-6933